

電気需給契約に関する重要事項説明書

(本説明書は電気事業法第2条の13第2項に定める電気料金その他の供給条件を記載した書面に該当します。)

1. ご契約の成立および契約期間について

- (1) 電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）は、当社が契約条件を定めた需給契約をお客様に提示したときに成立します。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降1年目の日までとします。
- (3) お客様またはエコスタイルより解約の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。

2. 電気の供給開始予定日等

電気の供給開始予定日は、当社の通知する「供給開始日通知」に記載されております。他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の供給開始予定日は、お客様のお申込みをいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続きが完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降になります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要になる場合は切替手続きが完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降になります。

3. 電気料金

- (1) ご契約いただく電気料金メニューや契約電流（A）、契約電力（kW）または契約容量（kVA）は、お客様のお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。
- (2) 電気料金は、契約電力等に応じた基本料金または需要家料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金または各契約負荷設備ごとの容量に応じて計算する小型機器料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものになります。
- (3) アットホームプランをご契約いただくお客様から「20歳以下もしくは60歳以上のご家族と同居されている」とお申し出をいただいた場合は、電力量料金から3%差し引いた料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算して計算した料金となります。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。ただし、ソラともプラン、アットホームプランおよびジョブプランをご契約の場合は「燃料調整額」の適用をいたしません。

4. 使用電力量の計測方法および料金の算定期間

- (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客様との協議によって定めます。スマートメーターの設置が供給開始日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの電気使用量は、計量された使用電力量を均等に配分してえられる値とします。
- (2) 供給開始日の属する月の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とします。2回目以降の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期

間とします。需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の計量日から、契約消滅日の前日までの期間とします。

5. 供給電圧及び周波数

供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、または交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は供給地点に対応する標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

6. 供給設備の工事負担

お客様が新たに電気を使用し、または契約電力等を追加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合にはお客様より負担金を申し受けます。

7. 料金その他のお支払方法

電気料金については毎月請求し、工事負担金その他についてはそのつどお客様に請求いたします。お客様は需給契約において指定された方法によりこれらをお支払いいただきます。この場合、支払いに関する費用は、お客様にご負担していただきます。

8. 延滞利息

お客様が支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定して得た金額とします。

9. ご契約の変更及びそれにかかる料金

- (1) お客様が適用している契約種別から別の契約種別への変更を希望される場合は当社所定の方法により申込みいただき、当社がそれを承諾した場合には、お客様は、契約種別を変更することができます。ただし、契約種別を変更した場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期とします。
- (2) お客様が電気の使用を開始され、その後、契約電力等の変更または需給契約が消滅する場合に、当社がお客様に電気を供給するための所轄の一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には当社はその精算金をお客様より申し受けます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

10. お客様のお申し出による解約について

- (1) 当社から他社へのお切り替えによる解約は、新たに契約する他社を通じて行われますので、お客様から当社にご連絡をいただく必要はございません。この場合、当社はおお客様にご本人確認をさせていただきます。
- (2) 転居・引っ越しなどお客様のご都合により電気を継続してご使用にならないことが明らかかな場合、電気需給契約を解約いたします。転居の時期が決まりましたら速やかに当社

までご連絡ください。

- (3) 解約に伴う違約金は発生いたしません。ただし、短期間での解約により、管轄区域の大手電力会社の託送供給約款に基づき、当社が工事費等の精算金を請求された場合、その当該金額をお客様にご負担いただく場合がございます。

1 1. 当社からの申し出による契約の変更、解約

- (1) 所轄の一般送配電事業者が同社の電気需給約款等に定める料金等を改定した場合、その他当社が料金等の見直しを行う必要がある場合には、当社はお客様に改めて料金等を通知することにより、料金等を改定することができるものとします。

この場合、当社は、あらかじめ変更後の料金等およびその適用開始日をお客様に通知するものとし、変更に関するお客様は、適用開始日の30日前までに当社にその旨書面により申し出るものとします。お客様が、適用開始日の30日前までに、当社に書面により異議を申し出ない場合には、お客様は変更後の料金等を承諾したものとします。

- (2) 当社は、原則としてお客様から通知された廃止期日に当社の設備、またはお客様の電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

1 2. 違約金

お客様が料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

1 3. 託送供給等約款の遵守

- (1) 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客様の電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (2) お客様が、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社にご連絡くださいますようお願いいたします。

① 電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合

② お客様の電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

- (3) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客様に電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

① 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

② 非常変災の場合

③ その他保安上必要がある場合

- (4) そのほか、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

1 4. 反社会的勢力の排除

- (1) お客様およびエコスタイルは、次の各号について表明し、保証するものとします。

- ① 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと
- ② 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと
- ③ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- ④ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- ⑤ 自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと
- (2) お客様およびエコスタイルは、相手方が（1）に違反した場合には、直ちに本契約（当社が定める電気需給約款および需給契約をいいます。以下同じ。）を解除することができるものとします。この場合において、解除された当事者（以下「被解除当事者」といいます。）は、それによって相手方に生じた全ての損害を直ちに賠償するものとします。
- (3) （2）に基づき本契約が解除された場合、被解除当事者は、それによって自己に生じた損害の賠償を相手方に請求することができないものとします。

1 5. その他

- (1) 以上に記載がない事項の取り扱い、当社が定める電気需給約款および一般送配電事業者が定める託送供給等約款によります。
- (2) 当社は電気需給約款を変更する場合があります。この場合、当社ホームページやお客様マイページ等を通じてあらかじめご案内いたします。
- (3) お申込みおよび各種お問い合わせは次までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

- ・小売電気事業者：株式会社エコスタイル
・登録番号：A0072
・住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング20F
・電話番号：03-6268-0268
・対応時間：平日9時30分から18時まで
・ホームページ：<http://www.ecostylepower.com/>
・メールアドレス：ecostylepower@eco-st.co.jp